

1 開催日 平成19年4月27日(金)

2 委員長開会宣言

3 議事 日程第1 会議録署名議員の指名について

教育長専決処分の報告

第999回高知市教育委員会3月定例会で議決した規則を改正のうえ施行したことについて

高知市教育委員会職員のうち特別の勤務形態によって勤務する
必要のある職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
高知市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委員	1番委員	澤田智恵
	2番委員	溝淵悦子
	3番委員	西山彰一
	4番委員	田中十糸子
	5番委員	吉川明男
(2) 事務局	教育次長	小笠原哲司
	教育次長	舩田郁男
	参事(市民図書館長)	千浦孝雄
	総務課長	弘田充秋
	学事課長	佐々木正彦
	生涯学習課長	成岡和俊
	人権教育課長	吉岡潤
	教育研究所長	横田妙子
	少年補導センター所長	原池洋治
	総務課課長補佐	山本正篤
	学校教育課学校教育班長	片岡正樹
	学校教育課人事班長	土居英一
	総務課総務係長	藤原哲
	学校教育課管理主事	松下整
	総務課主査	岡宗裕美

についての最終協議が整いましたため、教育長の専決によりまして児童館と集会所の運営に関することを人権教育課の事務分掌に追加して、4月1日に施行しましたのでご報告するものでございます。追加の内容につきましては、7頁の新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表の新しいところの5番目に「児童館及び集会所の運営に関すること」を追加したものでございます。なお、児童館等の移管の件につきましては、3月定例教育委員会におきまして、児童館指導員と児童厚生員の設置規則の制定議案でご説明させていただきましたが、その際に、溝渕委員さんから指導員の欠格事由に「成年被後見人又は被保佐人となっておりますが、被補助人が抜かっているのではないですか」とのご質問をいただきました。その後、市に勤務する指導員等の非常勤特別職の欠格事由を調査いたしました。その結果、地方公務員法第16条、それから国家公務員法第38条ですが、「成年被後見人又は被保佐人」となっておりまして、「被補助人」は含まれておらず、指導員等の非常勤特別職の欠格事由につきましては、私たち地方公務員と同じ欠格事由での取り扱いということになりますのでご理解をいただきたいと思います。

以上で専決の報告を終わらせていただきます。

澤田委員長

この件に関して質疑等はございませんか。

特にご意見がないようですので、この件の質疑を終了いたします。

以上で本日の議事日程は、全て終了いたしました。

これで教育委員会を閉会いたします。